

声明 私たち芸術創造に関わる者は「共謀罪」法案に反対します。

私達は「共謀罪」法案に反対します。それはこの法案が憲法違反だからです。

それは、<憲法一九条>が保障する思想及び良心の自由（内心の自由）に反するからです。人は心の中で何を考えようが自由。旧憲法下で思想弾圧が行われた反省から、国家は人の心の中に立ち入らないという大原則を定めた条文に反するからです。

それは<憲法二一条>の国家権力を批判できる自由をも保障している「表現の自由」を侵すからです。政府は「普通の人は関係ない」としていますが、捜査対象は「組織的犯罪集団」と説明する一方、普通の市民団体が性質を変えれば対象になるとしています。

それは<憲法一三条>の幸福追求権に違反するからです。

「共謀罪」法案が成立すれば共謀を立証するために捜査機関が電話やメールなどの通信傍受が拡大する可能性があり、一三条に含まれるプライバシー権が侵害される為です。

それは<憲法三一条>の定める何をすれば処罰されるのか法律で明示するよう定めた条文に違反するからです。「共謀罪」法案は何が準備行為と判断されるか分からず、処罰対象が不明確なため三一条違反です。

私達は「共謀罪」法案に反対します。それは芸術分野に大きな影響があるからです。

文化団体の集まりである我々には277の対象法律の中に著作権法が入っている事も問題です。現状では日本は著作権の権利侵害については親告罪ですが、「共謀罪」に於いては非親告罪となる可能性があります。

親告罪とは著作権者が自らの権利を守るために訴えて発生する罪です。

非親告罪とは被害者の告訴がなくても検察が自由に訴追できるものです。芸術分野で行われているパロディやオマージュと言われるものまで非親告罪で規制がかかることが考えられます。現状でもオマージュ、パロディの多くは「原作に対する翻案」で著作権者の許可がないと使用出来ず「原作の改変」でもあって、著作者の人格権という権利にも関わりますが、非親告罪化されると警察や検察の裁量で安易な違反の摘発が行われる可能性があります。漫画のコミックマーケット(コミケ)などもその多くはパロディで成り立っています。短歌では本歌取りという手法は平安の時代から現在まで行われています。

音楽ではカバーやアレンジという手法は確立しており、又既存の音楽の一部をサンプリングする中でヒップホップという新しいジャンルが生まれて来ました。

小説や劇や映画でもパロディやオマージュという手法は一般に行われています。

その他の芸術分野も含めて「共謀罪」で表現の自由が侵される可能性があります。

非親告罪化は、日本の芸術創造システムを揺るがす可能性があります。私たち芸術創造に関わる者は表現の自由を侵す「共謀罪」法案に反対します。

以上

2017年4月28日文化団体連絡会議（文団連）主催共謀罪緊急学習集会参加者一同